

第 209 期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

場 所

山形市七日町三丁目1番2号
当行本店7階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



山形銀行

証券コード：8344

目 次

第209期定時株主総会招集ご通知……………	1 P
(株主総会参考書類)	
議 案 取締役（監査等委員 …… である取締役を除く） 13名選任の件	6 P
(添付書類)	
第209期事業報告 ……	17 P
計算書類 ……	43 P
連結計算書類 ……	45 P
監査報告書 ……	48 P

株主総会会場ご案内図

- 株主さまの新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- また、ご来場される株主さまへのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

第209期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第209期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年6月24日（木曜日） 午前10時
- 2. 場 所** 山形市七日町三丁目1番2号 当行本店7階会議室
- 3. 株主総会の目的事項**

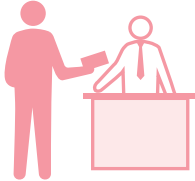
- 報告事項**
- 第209期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 第209期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）13名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使

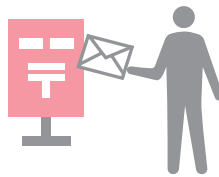


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月24日（木）
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水）
午後5時到着分まで

インターネット等による 議決権行使



当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水）午後5時まで
詳細は5頁をご覧ください。▶

複数回にわたり行使された場合の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

〈株主さまへのお願い〉

- 株主さまの新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調に不安のある方におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 上記に伴い、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は本年も中止させていただきます。

〈ご来場される株主さまへのお願い〉

- ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
また、会場入口で検温や体調の確認にご協力いただくことがございます。体調不良と見受けられる方にはご入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

〈当行の対応について〉

- 本株主総会会場におきましては、役員および運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置などの感染予防措置を講じてまいります。
また、会場の座席は例年よりも間隔を広げた配置とさせていただきます。そのため、株主さまの十分な席数を確保できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- 当行役員につきましても、感染拡大リスクの低減のため、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。

今後の状況変化により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ (<https://www.yamagatabank.co.jp/>) にてお知らせいたします。株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

お願い

- 当日ご出席の場合は、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の注記、連結計算書類の注記、株主資本等変動計算書、および連結株主資本等変動計算書につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、以下の当行ホームページに記載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
(<https://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>)
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ (<https://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>) において通知させていただきます。

インターネットによる議決権行使について

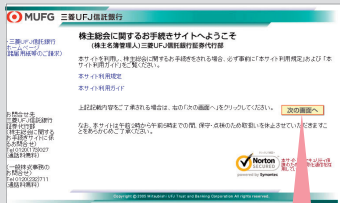
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

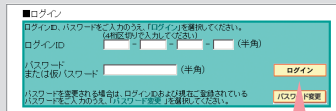
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



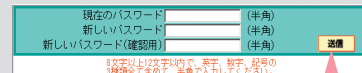
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。




機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）13名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）11名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります（ほか1名は2020年9月30日付で辞任しております）。経営管理体制の強化を図るため前期比1名増員し、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当行は取締役の報酬・選任についての透明性を向上させるために、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

同委員会は、独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任に関する監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役候補者について、指名手続、各候補者の資質および取締役会全体の実効性等の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、ガバナンス委員会における活発な討議など適切な手続を経て指名されていること、各候補者は豊富な業務経験と実績を有していること、また取締役会全体を見たときに取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断します。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再任 は せ がわ きち しげ 長谷川 吉 茂	代表取締役頭取	91% (10回/11回)
2	再任 み うら しん いち ろう 三 浦 新一郎	代表取締役専務 経営統括本部長委嘱	100% (11回/11回)
3	再任 なが い さとし 永 井 悟	常務取締役	100% (11回/11回)
4	再任 こ や ひろし 小 屋 寛	常務取締役 経営統括副本部長委嘱	100% (11回/11回)
5	再任 み さわ よし たか 三 澤 好 孝	常務取締役 本店営業部長委嘱	100% (11回/11回)
6	再任 さ とう えい じ 佐 藤 英 司	常務取締役	100% (11回/11回)
7	再任 とう やま ゆたか 藤 山 豊	取締役融資部長委嘱	100% (11回/11回)
8	再任 は せ がわ いずみ 長谷川 泉	取締役金融市場部長委嘱	100% (11回/11回)
9	新任 こま ごめ つとむ 駒 込 勉	事務統括部長	— —
10	新任 こ まつ とし ゆき 小 松 俊 幸	酒田支店長兼酒田駅前支店長	— —
11	新任 かん とも かず 菅 友 和	営業企画部長	— —
12	再任 いの うえ ゆみ こ 井 上 弓 子	社外 独立 社外取締役	100% (11回/11回)
13	再任 はら だ けい た ろう 原 田 啓太郎	社外 独立 社外取締役	100% (9回/9回)

候補者
番号

1

は せ がわ
長谷川きち しげ
吉茂生年月日：1949年9月30日生
所有する当行の株式数：323,450株
取締役会への出席状況：91% (10回/11回)

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4月	株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	1997年 6月	当行代表取締役専務
1983年 5月	同行業務総本部業務企画部長代理	2005年 6月	当行代表取締役頭取 現在に至る
1985年 6月	当行常務取締役		(担当) 監査部
1993年 4月	当行専務取締役		

■ 取締役候補者とした理由

株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）勤務後に当行入行。常務取締役、代表取締役専務を歴任後、2005年6月に代表取締役頭取に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

2

み うら
三浦しん いち ろう
新一郎生年月日：1971年12月27日生
所有する当行の株式数：128,865株
取締役会への出席状況：100% (11回/11回)

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2020年 6月	当行代表取締役専務 経営統括本部長委嘱 現在に至る
2003年 9月	同行融資部企業融資第二グループ 調査役		(担当) 経営統括本部、経営企画部、 システム企画部、秘書室、東京事務所
2005年 6月	当行常務取締役		
2014年 6月	当行代表取締役専務		

■ 取締役候補者とした理由

株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）勤務後に当行入行。常務取締役に就任後、2014年6月からは代表取締役専務に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮しております。昨年度は長期ビジョン、第20次長期経営計画およびデジタル戦略策定等を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

3

なが い
永井 悟
さとし生年月日：1961年12月15日生
所有する当行の株式数：4,300株
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2014年 6月	当行取締役総合企画部長委嘱
2008年 7月	当行小松支店長	2016年 4月	当行常務取締役
2010年 7月	当行総合企画部副部長		現在に至る
2011年 6月	当行人事部長		（担当）人事総務部、事務統括部

■ 取締役候補者とした理由

営業店長、人事部長等を歴任後、2014年6月に取締役に就任。以来、特に人事総務部門および事務管理部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は営業店事務の効率化に加え、多様で柔軟な働き方の体制整備を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

4

こ や
小屋 寛
ひろし生年月日：1962年6月16日生
所有する当行の株式数：2,600株
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社住友銀行 （現株式会社三井住友銀行）入行	2016年 6月	当行取締役総合企画部長委嘱
1994年 5月	当行入行	2019年 4月	当行常務取締役経営統括本部長兼 経営企画部長委嘱
2008年 4月	当行南山形支店長	2019年10月	当行常務取締役経営統括本部長委嘱
2010年10月	当行営業企画部副部長	2020年 6月	当行常務取締役
2011年 7月	当行総合企画部副部長		経営統括副本部長委嘱
2012年 7月	当行金融市場部長		現在に至る
2014年10月	当行仙台支店長		（担当）金融市場部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部
2016年 4月	当行総合企画部長		

■ 取締役候補者とした理由

株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）勤務後に当行入行。営業店長、金融市場部長、総合企画部長等を歴任後、2016年6月に取締役に就任。以来、市場運用部門およびコンプライアンス・リスク管理部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は業務継続計画（BCP）の見直しや多様化高度化する有価証券運用のリスク管理体制の強化に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

5

み さわ
三澤よし たか
好孝生年月日：1963年2月15日生
所有する当行の株式数：3,400株
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2016年4月	当行酒田支店長兼酒田駅前支店長
2007年4月	当行酒田支店法人営業部長	2017年6月	当行取締役酒田支店長兼 酒田駅前支店長委嘱
2009年6月	当行宮城野支店長	2020年6月	当行常務取締役本店営業部長委嘱 現在に至る
2012年4月	当行城南支店長		
2014年6月	当行人事部長		

■ 取締役候補者とした理由

営業店長、人事部長等を歴任後、2017年6月に取締役酒田支店長兼酒田駅前支店長に就任。地区母店長として庄内地区全域を統括後、常務取締役として山形地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度はお客さまの資金繰り支援および経営改善支援、収益強化に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

6

さ とう
佐藤えい じ
英司生年月日：1964年6月5日生
所有する当行の株式数：1,600株
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2017年6月	当行取締役米沢支店長兼 米沢北支店長委嘱
2009年6月	当行酒田支店法人営業部長	2020年6月	当行常務取締役 現在に至る (担当) 営業企画部、営業支援部
2012年4月	当行営業企画部副部長		
2014年6月	当行営業支援部長		

■ 取締役候補者とした理由

法人営業部長、営業支援部長等を歴任後、2017年6月に取締役米沢支店長兼米沢北支店長に就任。地区母店長として置賜地区全域を統括後、常務取締役として営業企画部門全般を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度はコロナ対策支援の各施策に加え、企業の事業承継等、経営における課題解決支援を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

7

とう やま
藤山ゆたか
豊生年月日：1965年11月14日生
所有する当行の株式数：3,200株
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2017年 6月	当行融資部長
2010年 7月	当行狩川支店長	2019年 6月	当行取締役融資部長委嘱
2012年 7月	当行融資部副部長		現在に至る
2015年 9月	当行寿町支店長		

■ 取締役候補者とした理由

営業店長等を歴任後、2019年6月に取締役融資部長に就任。融資部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は、審査、管理業務の適切な運営体制の向上を図るとともに、事業性評価に基づく経営改善支援を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

8

は せ がわ
長谷川いずみ
泉生年月日：1977年10月12日生
所有する当行の株式数：8,700株
取締役会への出席状況：100%（11回／11回）

再任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年 4月	ドイツ証券会社 (現ドイツ証券株式会社) 入社	2010年 5月	ロイヤルバンク・オブ・スコット ランド・ピーエルシー (現ナットウエスト・マーケットツ証 券会社) 入社
2004年 5月	モルガン・スタンレー証券会社 (現モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社) 入社		リスク管理部ヴァイスプレジデント
2006年 3月	スタンダード・アンド・プアーズ (現S & Pグローバル・レーティン グ・ジャパン株式会社) 入社	2015年 4月	同社ヘッド・オブ・オペレーショナ ルリスク・ジャパン
2007年 5月	パークレイズ・キャピタル証券株式 会社 (現パークレイズ証券株式会社) 入社	2017年 9月	当行総合企画部付部長
		2019年 4月	当行リスク統括部長
		2019年 6月	当行取締役リスク統括部長委嘱
2008年 8月	デクシア・クレディ・ローカル銀行 入行	2020年 6月	当行取締役金融市場部長委嘱 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

欧米銀行・証券会社を中心にクレジット市場調査と国内外ファイナンス案件の組成や、国内外の銀行融資取引・金融市場取引のリスク管理業務に従事した後、当行に入行。リスク統括部長等を歴任後、取締役に就任。昨年度は豊富な専門的知識に基づき、市場運用部門を牽引するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

9

こま ごめ つとむ
駒込 勉

生年月日：1966年10月27日生
所有する当行の株式数：1,200株
取締役会への出席状況：—

新任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行	2017年 7月	当行寒河江中央支店長
2011年 7月	当行荒砥支店長	2019年 4月	当行事務統括部長
2014年 4月	当行谷地支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

3店舗7年9カ月の営業店長経験に加え、事務部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は、営業店事務効率化に資するシステム導入や事務受付体制の整備に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

10

こ まつ とし ゆき
小松 俊幸

生年月日：1966年9月10日生
所有する当行の株式数：2,700株
取締役会への出席状況：—

新任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2020年 6月	当行酒田支店長兼酒田駅前支店長
2014年 7月	当行酒田支店法人営業部長		現在に至る
2017年 6月	当行寿町支店長		

■ 取締役候補者とした理由

酒田支店法人営業部長および2店舗3年10カ月営業店長を歴任。地区母店長として庄内地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は、お客さまの課題解決支援に真摯に対応し、経営改善支援、資金繰り支援に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

11

かん とも かず
菅 友和

生年月日：1966年6月18日生
所有する当行の株式数：1,000株
取締役会への出席状況：—

新任

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2017年10月	当行鶴岡支店長
2014年4月	当行本荘支店長	2019年6月	当行営業企画部長
2016年4月	当行総合企画部副部長兼山形成長 戦略室長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2店舗3年9カ月の営業店長経験に加え、営業企画部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は、コロナ対策支援を最優先課題として対応したほか、地方創生への取組強化や営業店体制改革を実施するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。

候補者
番号

12

いの うえ ゆみ こ
井上 弓子

生年月日：1947年7月27日生
所有する当行の株式数：1,700株
取締役会への出席状況：100%
(11回/11回)

再任

社外 独立

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年2月	高島電機株式会社入社（取締役）	2012年6月	山形商工会議所副会頭
2001年2月	同社常務取締役	2015年6月	当行社外取締役（現職）
2003年7月	同社代表取締役社長	2017年4月	国立大学法人山形大学経営協議会 委員（現職）
2009年8月	みやぎ・やまがた女性交流機構会長 （現職）		現在に至る
2011年2月	高島電機株式会社代表取締役会長 （現職）		

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者としての高い見識および山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部の経験を有し、引き続き幅広い視点から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」を推進するうえで最適な人材であります。

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	ハッピーマシン製造株式会社（現株式会社ハッピージャパン）入社	2012年 6月	山形放送株式会社社外監査役（現職）
1987年 6月	東北精機工業株式会社（現株式会社ハッピージャパン）代表取締役社長	2014年 10月	株式会社ハッピージャパン代表取締役社長
1999年 12月	ハッピー工業株式会社（現株式会社ハッピージャパン）代表取締役社長	2017年 4月	株式会社ハッピープロダクツ代表取締役社長
2005年 6月	株式会社ヤマコー社外監査役（現職）	2019年 10月	株式会社ハッピージャパン代表取締役会長（現職）
2006年 6月	両羽協和株式会社社外取締役（現職）	2019年 12月	株式会社ハッピープロダクツ代表取締役会長（現職）
2011年 7月	ハッピー協和株式会社代表取締役社長（現職）	2020年 6月	当行社外取締役（現職） 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

グローバルなものづくり企業の経営者として専門知識ならびに高度な技術に精通するとともに、国際的な幅広い見識に加えて、他企業において社外取締役・監査役としての経験も豊富に有していることから、引き続き銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

<特記事項>

1. 当行は、井上弓子氏と預金取引が、同氏が代表取締役である高島電機株式会社と預金・貸出金取引があります。
2. 当行は、原田啓太郎氏と預金取引が、同氏が代表取締役である株式会社ハッピージャパンおよび株式会社ハッピープロダクツと預金・貸出金取引があります。また、同氏が代表取締役であるハッピー協和株式会社と預金取引があります。
3. 井上弓子氏および原田啓太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、16頁に記載しております当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して井上弓子氏および原田啓太郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
なお、本議案が承認された場合、当行における独立役員である社外取締役の員数は、監査等委員である取締役も含めた取締役18名のうち6名となります。
5. 当行は井上弓子氏および原田啓太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、各候補者が取締役に選任された場合には、各々が当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 井上弓子氏および原田啓太郎氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって井上弓子氏が6年、原田啓太郎氏が1年となります。
8. 原田啓太郎氏は昨年の定時株主総会（2020年6月25日開催）において新たに取締役に選任されました。よって、同氏の取締役会への出席状況は、同日以降に開催された取締役会を対象としております。

(ご参考) 「当行の独立性判断基準」

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当行において、社外取締役候補者が独立性を有すると判断するためには、現在および過去3年間に於いて、以下の要件の全てに該当しないことが必要であります。

(1) 主要な取引先 (※1)

ア. 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいいます。以下同じです。）である場合は、その業務執行者。

イ. 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(2) 専門家

当行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。

(3) 寄付

当行から過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

(4) 主要株主

当行の発行済み株式の10%以上を保有している主要株主、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(5) 上記 (1) ~ (4) に該当する先の近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

(6) 当行またはその子会社の取締役、監査役、使用人およびそれらの近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

※1. 「主要な取引先」の定義

- ・ 当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える場合。
- ・ 当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合。

※2. 「近親者」の定義

配偶者および2親等以内の親族。

※3. 「重要」であるものの定義

各会社の役員および部長クラスの者。

以 上

1 当行の現況に関する事項

① 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

企業集団は、2021年3月末現在、当行および連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの総合金融情報サービスを提供しております。

経済環境

■ 国内経済

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大をうけて急激に悪化し、厳しい状況となりましたが、後半には低水準ながら持ち直しの動きをたどりました。

昨年2月に国内で新型コロナウイルスの市中感染が確認されたことをうけて、4月に特別措置法に基づき全国に緊急事態宣言が発出されました。同宣言は5月に解除されましたが、コロナ禍による国内外需要縮小から企業の生産活動は急減し、企業収益がリーマン・ショック以来の落ち込みとなるなか、設備投資も減少しました。また、不要不急の外出を控える動きが強まり、個人消費や住宅投資も弱含みとなりました。6月以降は、コロナ禍で先送りとなった繰越需要も後押しとなって、生産や消費は緩やかな持ち直しに転じましたが、今年1月には感染再拡大をうけて首都圏などを中心に11都府県に緊急事態宣言が再発出されるなど、期を通じて経済活動が制限される状況が続きました。

■ 県内経済

当行の主要営業基盤である山形県内経済も、国内経済と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響から厳しい状況となりましたが、後半には持ち直しの動きがみられました。

期初における県内の新型コロナウイルスの感染拡大は限定的なものでしたが、企業の生産活動は、国内外の需要縮小や取引停滞などの影響をうけて急減し、設備投資を手控える動きが広がりました。こうしたなか、雇用・所得環境は弱い動きに転じ、個人消費や住宅投資も弱含みとなりましたが、折からの人手不足もあって、人員削減等の動きは比較的軽微にとどまりました。6月以降は、世界的な半導体需要の拡大や巣ごもり需要の拡大等も下支えとなり、生産や消費は持ち直しの動きをたどりましたが、期末の3月中旬以降に県内で感染再拡大の動きがみられたことで、県独自の緊急事態宣言を発出するに至り、再び経済活動が制限される厳しい状況となりました。

金融環境

金融面をみますと、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の継続によるマイナス金利の影響から、金融機関が資金のやり取りを行うコール市場における無担保翌日物金利（短期金利）は、おおむね△0.07%から△0.01%で推移しました。一方、10年物国債利回り（長期金利）は、4月後半にマイナス水準に低下する動きもみられましたが、その後は国債増発の動きをうけて0.01%から0.05%での推移となり、2月には経済回復期待の高まり等をうけた米長期金利の上昇に伴って0.16%まで急上昇しましたが、期末にかけては0.09%前後の水準となりました。円相場は、コロナ禍による米国経済の先行き不透明感から円高ドル安傾向で推移し、2021年初には102円台まで上昇しましたが、米長期金利の上昇をうけて円安ドル高に転じ、期末には110円台となりました。日経平均株価は、昨年3月の「コロナ・ショック」を底として上昇傾向が続き、2月には1990年8月以来となる30,000円台に達した後、期末にかけても29,000円台を維持しました。

営業施策等

業務面においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけているお客さまへのご支援に注力するとともに、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応すべく新たな商品やサービスの提供に努め、地域密着型金融の深化に向けた取り組みを強化しました。

■ 個人向け商品・サービス

個人部門では、新型コロナウイルス感染拡大によって影響をうけているお客さまへのご支援として、住宅ローンプラザ、専用ダイヤル（～9月）、WEB受付（10月～）による相談窓口の休日対応を実施しております。4月からは、コロナ禍により収入面での影響をうけて借入金の返済条件緩和をされる際、条件変更手数料を無料とする取り扱いを開始し、5月から6月にかけてWeb専用フリーローンの金利引き下げを実施しました。また、令和2年7月豪雨によって被害を受けられたお客さまへのご支援として、フリーローンおよび新型リフォームローンの金利引き下げを実施しました。一方、投資信託商品については、来店不要でご購入いただけるインターネット専用商品も含めてラインナップの見直し・拡充を行い、保険商品については、介護準備や生前贈与のニーズに対応する外貨建一時払終身保険などを導入しました。

■ 法人向け商品・サービス

法人部門でも、「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を全店に設置し、住宅ローンプラザ、専用ダイヤル（～9月）、WEB相談受付（10月～）による休日対応を実施しております。4月からは借入金の条件変更手数料を無料とする取り扱いを開始しました。業績や資金繰りへの不安を抱えている多くのお客さまの経営相談にお応えしながら、山形県独自の無利子制度融資や、国の制度等を活用した資金繰り支援をはじめ、給付金に関する情報提供やビジネスマッチングなど、<やまぎん>グループ各社によるサービス提供を含めて多面的な経営支援に努めました。このほか、新型コロナウイルス感染拡大等の影響をうけたお客さまへの支援を目的とし

て、REVICキャピタル株式会社等を無限責任組合員とする「令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援ファンド」への出資や、日本政策投資銀行との「災害対策業務協力協定」の締結を実施しました。

■ 地方創生への取り組み

地方創生への取り組みについては、2012年7月より「山形成長戦略プロジェクト」をスタートさせ、地域経済の活性化や雇用創出に着実な成果を出してまいりました。また、地域の基幹産業である製造業の競争力向上に向けては、2015年4月に「技術評価による事業性評価戦略」を開始し、2017年2月からは、専門機関と協働で様々な課題解決に取り組む「<やまぎん>ものづくり技術力向上支援プログラム」を展開しております。こうしたなか、地方創生戦略をさらに深化させるべく、金融機関の完全子会社としては全国初となる地域商社事業や、経営コンサルティングサービスを行う「TRYパートナーズ株式会社」が4月に営業を開始し、ビジネスマッチングや人事制度構築等の支援を実施しました。

■ その他の施策

ITを活用した金融サービスであるフィンテックへの取り組みとして、口座情報にかかるAPI (Application Programming Interface) の体制整備が完了し、マネーツリー株式会社など8社とのAPI連携を開始しました。また、ATM相互利用サービス「ふるさと山形ネットサービス (FY ネット)」に12月より荘内銀行が参加し、当行、きらやか銀行の3行間のATM引出しが一部無料となるなど利便性がさらに向上しました。一方、2月からは、お客さまへの金融サービスの維持・向上を図るため、入金帳発行手数料および当座預金口座開設手数料を新設しました。

■ 組織体制および店舗の整備状況

組織面につきましては、デジタル戦略を一元的に推進する部署として、システム企画部内に「デジタル戦略室」を新設しました。また、コンプライアンス統括部内の広報室兼お客さまサービス室を「お客さまサービス室」と「広報室」に分離し、広報室についてはIR業務等との連携を高めるため経営企画部内へ移管しました。このほか、経営企画部内の「未来創新室」を経営企画グループに、システム企画部内の「じゅうだん会システム推進室」をシステム企画グループにそれぞれ統合しました。

店舗につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に対応し、金融サービスの安定的な提供に努めるべく、大型店舗を中心に2班交代でのスプリット営業態勢を随時実施しました。また、店舗運営効率化の観点から、寒河江支店で11:30～12:30の窓口業務を一時休止するなど営業時間の見直しを行いました。加えて、1つの店舗内で2つの支店が営業するランチ・イン・ランチ方式により、9月には中央市場支店を立谷川支店内に、文園支店を鶴岡支店内に、3月には荒井支店を宮城野支店内に、泉中央支店を南光台支店内にそれぞれ移転・統合しました。なお、2021年3月末現在、ランチ・イン・ランチ14カ店、有人出張所1カ店を含め、店舗数は81カ店、店舗外現金自動設備の設置場所は128カ所となっております。

事業の経過及び成果等

以上のような営業施策を実施しながら、当行グループは、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当連結会計年度は次のような業績をおさめることができました。

経常収益は、国債等債券売却益の減少を主な要因として、前年比28億15百万円減収の412億25百万円となりました。経常費用は、債券関連の金融派生商品費用や貸倒引当金繰入額の減少を主因に前年比30億20百万円減少し、363億86百万円となりました。この結果、経常利益は前年比2億4百万円増益の48億38百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同3億15百万円増益の28億52百万円となりました。

なお、連結の業績においては銀行業務が大部分を占めており、当行単体の業績は以下のとおりとなりました。

■ 預金等

預金ならびに譲渡性預金については、個人預金や法人預金の増加により、当期中2,917億円増加し、期末残高は2兆6,659億円となりました。また、預かり金融資産については、投資信託の増加を主因に、全体では当期中110億円増加し、期末残高は2,784億円となりました。

■ 貸出金

貸出金については、当期中262億円増加し、期末残高は1兆7,481億円となりました。地方公共団体向け貸出が減少したものの、企業向け貸出が増加しました。

■ 有価証券

有価証券については、投資信託などの収益が見込まれる資産への投資を進めた結果、当期中1,434億円増加し、期末残高は9,024億円となりました。

■ 損益の状況

資金利益が増加したことに加え、貸倒引当金繰入額が減少したことなどから、経常利益は前年比4億36百万円増益の43億29百万円、当期純利益は同5億80百万円増益の27億32百万円となりました。

対処すべき課題

当行が営業基盤とする山形県は、人口減少、少子高齢化に伴う地域経済の縮小や中小企業における後継者難など多くの課題を抱えております。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、県内経済は依然として厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえれば、地方創生や地域経済の活性化に果たすべき当行の役割は一層重要性が高まっているものと認識しております。コロナ禍によりお客さまや地域の課題が顕在化している現状において、企業の皆さまの資金繰り支援や経営改善支援、事業転換支援を最優先の課題と捉え、グループ一丸となって全力で取り組んでまいります。

他方、ESG（環境・社会・ガバナンス）、SDGs（持続可能な開発目標）および気候関連リス

クへの取り組みが一層強く求められているほか、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止、サイバー攻撃に対するセキュリティ強化への対応など、経営管理態勢強化に引き続き取り組んでいく必要があります。

当行は、本年4月より第20次長期経営計画「Transform」（2021年度～2023年度）をスタートさせました。当行の存在意義（パーパス）は地域の発展に貢献していくことであり、山形の成長に責任を持つ企業として、持続可能な地域社会の実現やコロナ禍からの地域経済回復を目指し、これまで以上に地域価値の創造に注力してまいります。また、今長計は、10年後の目指す姿である長期ビジョンの実現に向けたフェーズ1として、地域やお客様の課題解決の強化や事業領域の拡大を通し、金融・産業参画型ハイブリッドカンパニーを目指すための期間として位置付けております。その実現のため、お客様の課題解決につながるコンサルティングビジネスを強化することによりお客様満足度の向上を図るとともに、収益構造改革を実行し、地方銀行としての新たなビジネスモデル構築に向けた取り組みを進めてまいります。

株主の皆さま、地域の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

② 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
経常収益	42,488	47,354	44,041	41,225
経常利益	7,138	5,962	4,634	4,838
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,988	4,020	2,537	2,852
包括利益	5,077	464	△7,997	15,056
純資産額	157,442	156,761	147,706	161,812
総資産	2,618,179	2,576,980	2,653,119	3,128,968

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
預金	2,209,410	2,215,161	2,269,022	2,581,043
定期性預金	837,899	797,255	785,888	782,150
その他の	1,371,511	1,417,905	1,483,134	1,798,893
貸出金	1,735,529	1,707,716	1,721,894	1,748,110
個人向け	579,571	593,331	594,894	592,786
中小企業向け	499,099	503,654	494,941	535,423
その他の	656,859	610,731	632,059	619,901
商品有価証券	4	4	—	—
有価証券	733,811	677,885	758,994	902,416
国債	259,505	192,939	158,980	159,681
その他の	474,306	484,946	600,014	742,735
総資産	2,606,108	2,563,681	2,639,508	3,114,655
内国為替取扱高	13,951,491	13,621,147	13,393,969	12,863,730
外国為替取扱高	1,070	1,242	1,026	3,571
経常利益	6,367	5,079	3,892	4,329
当期純利益	4,274	3,478	2,151	2,732
1株当たり当期純利益	131 15	106 72	66 02	83 81

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 当行は2016年度より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当行株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当行株式の数を控除しております。

4. 2020年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。

5. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

③ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			
	銀行業	リース業	信用保証業	その他事業
使用人数	1,232 ^人	16 ^人	3 ^人	43 ^人

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

④ 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の営業所数

			当年度末
山	形	県	70店 (うち出張所 1)
宮	城	県	6 ()
秋	田	県	1 ()
福	島	県	1 ()
栃	木	県	1 ()
埼	玉	県	1 ()
東	京	都	1 ()
合		計	81 ()

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を128カ所設置しております。また、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で106カ所設置しております。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備
 - ヤマザワ鶴岡茅原店 (鶴岡市)
 - 中央市場出張所 (山形市)
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備
 - ヤマザワ鶴岡宝田店 (鶴岡市)
 - ヤマザワ愛島店 (名取市)
 - 県立河北病院 (西村山郡河北町)
 - 久保田出張所 (山形市)
 - 米沢南出張所 (米沢市)
 - 国立山形病院 (山形市)
 - 酒田清水屋 (酒田市)

- (ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。
- (二) 当行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. リース業

山銀リース株式会社：本社（山形市）

ハ. 信用保証業

山銀保証サービス株式会社：本社（山形市）

二. その他事業

山銀システムサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんカードサービス株式会社：本社（山形市）

TRYパートナーズ株式会社：本社（山形市）

やまぎんキャピタル株式会社：本社（山形市）

木の実管財株式会社：本社（山形市）

（注）TRYパートナーズ株式会社は、2019年12月9日設立、2020年4月1日に開業しております。

⑤ 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

（単位：百万円）

事業セグメント	金額
銀行業	1,158
リース業	8
信用保証業	0
その他事業	0
合計	1,168

- （注） 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内容	金額
銀行業	鶴岡支店改築工事	392

- （注） 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山銀保証サービス株式会社	山形市十日町二丁目4番1号	信用保証業	百万円 20	% 100.00	
山銀リース株式会社	山形市宮町二丁目2番27号	ファイナンスリース業	30	100.00	
山銀システムサービス株式会社	山形市三日町一丁目2番47号	情報サービス業	20	100.00	
やまぎんカードサービス株式会社	山形市十日町二丁目4番1号	クレジット、金銭貸付、信用保証業	30	100.00	
TRYパートナーズ株式会社	山形市七日町三丁目1番2号	地域商社、コンサルティング業	100	100.00	
やまぎんキャピタル株式会社	山形市七日町三丁目1番2号	有価証券の取得保有、売却業	100	5.00	
木の実管財株式会社	山形市十日町二丁目4番1号	財産管理業	10	91.21	

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 上記7社はすべて連結子会社および子法人等であり、持分法適用会社はありません。
 3. TRYパートナーズ株式会社は、2019年12月9日設立、2020年4月1日に開業しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2005年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。

5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。
8. 株式会社きらやか銀行および株式会社荘内銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ふるさと山形ネットサービス」）を行っております。
9. 株式会社七十七銀行および株式会社東邦銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「MYキャッシュポイント」）を行っております。
10. 山形県内4信用金庫（山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫）と提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ぐるっと花笠ネット」）を行っております。
11. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
12. 株式会社秋田銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川 吉 茂	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
三 浦 新一郎	専務取締役 (代表取締役) 経営統括本部長、 秘書室、 経営企画部、 システム企画部、 東京事務所担当		
永 井 悟	常務取締役 事務統括部、 人事総務部担当		
勝 木 伸 哉	常務取締役 融資部担当		
小 屋 寛	常務取締役 経営統括副本部長、 金融市場部、 リスク統括部、 コンプライアンス統 括部担当		
三 澤 好 孝	常務取締役 本店営業部長		
佐 藤 英 司	常務取締役 営業企画部、 営業支援部担当		
藤 山 豊	取 締 役 融資部長		
長谷川 泉	取 締 役 金融市場部長		
井 上 弓 子	取 締 役 (社外取締役)	高島電機株式会社代表取締役会長 山形商工会議所常議員 みやぎ・やまがた女性交流機構会長 国立大学法人山形大学経営協議会委員	
原 田 啓太郎	取 締 役 (社外取締役)	株式会社ハッピージャパン代表取締役会長 株式会社ハッピープロダクツ代表取締役会長 ハッピー協和株式会社代表取締役社長	
垂 石 卓 朗	取 締 役 監査等委員 常勤監査等委員		(注)2
五 味 康 昌	取 締 役 監査等委員 (社外取締役)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 名誉顧問 讀賣テレビ放送株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社オービック取締役 (社外取締役)	
尾 原 儀 助	取 締 役 監査等委員 (社外取締役)	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 株式会社ヤマザワ監査役 (社外監査役)	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松田 純一	取締役 監査等委員 (社外取締役)	松田総合法律事務所所長 Dua&Matsuda Advisory株式会社代表取締役 株式会社MAP代表取締役 株式会社松田総合研究所代表取締役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ 株式会社取締役監査等委員 (社外取締役)	(注)3
押野 正徳	取締役 監査等委員 (社外取締役)	押野正徳公認会計士事務所所長 ミクロン精密株式会社取締役 (社外取締役)	(注)4

(注) 1. 取締役井上弓子氏、原田啓太郎氏、五味康昌氏、尾原儀助氏、松田純一氏および押野正徳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。上記の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 当行は、常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門等との密接な連携により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

3. 取締役松田純一氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役押野正徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏名)	(退任時の地位及び担当)	(退任年月日)
石川 芳宏	専務取締役 (代表取締役)	2020年6月25日
長沼 清弘	常務取締役 本店営業部長委嘱	2020年6月25日
鈴木 武浩	取締役 仙台支店長委嘱	2020年9月30日
丹野 晴彦	取締役 常勤監査等委員	2020年6月25日
中山 真一	取締役 監査等委員	2020年6月25日
浜田 敏	取締役 監査等委員	2020年6月25日

なお、取締役仙台支店長鈴木武浩氏および取締役常勤監査等委員丹野晴彦氏は、辞任による退任であります。

② 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、役員が中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高め、経営を行うためのインセンティブとなる報酬体系としております。具体的には、取締役の報酬は、①基本報酬、②業績連動報酬としての賞与、③中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しております。

①基本報酬

取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、固定報酬として支給します。

②業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬を取締役に対する短期インセンティブと位置付けており、業績指標

として一事業年度の成果を表す当期純利益を指標として採用しております。取締役（監査等委員を除く）の固定報酬に業績連動報酬を加えた金額が年額220百万円以内となること、および前事業年度の業績連動報酬額を勘案し、指標の達成度をみながら都度決定しております。

2021年3月期における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

指標（単体）	目標（A）（注）	実績（B）	目標比（B - A）	前年比
当期純利益	18億円	27億円	+ 9億円	+ 5億円

（注）2021年3月期の個別業績予想として、2020年3月期決算短信にて公表しております。

③非金銭報酬等の内容

当行は、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会決議に基づき、役員報酬BIP信託制度を導入しております。当該制度は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものであります。

また、当該制度におけるポイント算定方法等につきましては、以下に記載のとおりとなっております。

・付与ポイントの算定式

$$\text{役位ポイント} \times \text{業績連動係数}$$

・役位ポイント

各取締役に付与する1人当たりの年間役位ポイント数を下表のとおりとし、年間役位ポイント総数の上限を140,000ポイントとします。

役位	役位ポイント（1人当たり）
取締役会長	10,250
取締役頭取	10,250
専務取締役	8,000
常務取締役	6,250
取締役	4,500

（注）役位ポイントは各制度対象者の評価対象事業年度末日の役位に基づくものとします。

- 業績連動係数

業績連動係数を下表のとおりとし、実績目標（単体実質業務純益）の達成度に応じて変動させます。

業績達成度	業績連動計数
140%以上	1.4
120%以上 140%未満	1.2
100%以上 120%未満	1.0
80%以上 100%未満	0.8
80%未満	0.6

- 業績連動係数の算出方法

以下の方法により、業績連動係数を算出します。

業績達成度（%）＝（評価対象事業年度の単体実質業務純益の実績値）

÷（評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体実質業務純益の目標値）×100

ただし、単体実質業務純益のうち、債券関係損益（金融派生商品損益（債券関係）を含む）が30%を超える場合は、1ランク下の係数を適用します。

算出方法は以下のとおりとなっております。

{単体実質業務純益のうち債券関係損益（金融派生商品損益（債券関係）を含む）}

÷（単体実質業務純益）×100

（注）当事業年度の「単体実質業務純益」は5,209百万円、「債券関係損益（金融派生商品損益（債券関係）を含む）」は△764百万円、「評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体実質業務純益の目標値」につきましては、当事業年度は4,760百万円となっております。

- 1ポイント当たり付与株式数

1ポイント当たり0.2株を付与します。

- 交付株式数の算定式

・「交付株式数（注）」＝「役位ポイント」×「業績連動係数」×「0.2株」（1ポイント当たり交付株式数）

（注）「交付株式数」に0.7を乗じた数（当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする）の会社株式を当該制度対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場

- において売却のうえ、その売却代金を当該制度対象者に給付するものとします。
- ・交付株式数の上限は年間28,000株とします。

なお、当行は、取締役の報酬等に関し、客観性、透明性を確保することを目的に、取締役会の諮問機関として、独立社外役員が過半数を占めるガバナンス委員会を設置しております。

当該方針および取締役の報酬等に関する事項については、ガバナンス委員会の提言・助言等を受け、取締役会の決議により決定しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬等につきましては、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会で以下のとおり決議いただいております。なお、当該決議当時の取締役（監査等委員を除く）の員数は12名、取締役（監査等委員）の員数は6名であります。

- ①取締役（監査等委員を除く）の報酬体系は固定報酬、業績連動報酬（賞与）、株式報酬とし、以下のとおりとする（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。
 - (1) 固定報酬額（確定報酬額）に業績連動報酬（賞与）を加えた額を、年額220百万円以内（うち、社外取締役は年額10百万円以内）とすること。
 - (2) 株式報酬額は、「役員報酬BIP信託」として、当行株式を5事業年度間で250百万円以内の範囲で割り当てること。
- ②取締役（監査等委員）の報酬体系は固定報酬とし、年額50百万円以内とする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	15名	194	145	22	26
取 締 役 (監 査 等 委 員)	8名	28	28	—	—
計	23名	222	173	22	26

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 2. 非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額であります。
 3. 取締役の報酬には使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役の使用人分の給与等は33百万円（内賞与額7百万円）であります。
 4. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
井 上 弓 子	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
原 田 啓 太 郎	
五 味 康 昌	
尾 原 儀 助	
松 田 純 一	
押 野 正 徳	

④ 補償契約

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取 締 役	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当行役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。故意または過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。なお、当該保険料は全額当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
井上弓子	高島電機株式会社代表取締役会長 山形商工会議所常議員 みやぎ・やまがた女性交流機構会長 国立大学法人山形大学経営協議会委員
原田啓太郎	株式会社ハッピージャパン代表取締役会長 株式会社ハッピープロダクツ代表取締役会長 ハッピー協和株式会社代表取締役社長
五味康昌	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社名誉顧問 讀賣テレビ放送株式会社取締役（社外取締役） 株式会社オービック取締役（社外取締役）
尾原儀助	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 株式会社ヤマザワ監査役（社外監査役）
松田純一	松田綜合法律事務所所長 Dua&Matsuda Advisory株式会社代表取締役 株式会社MAP代表取締役 株式会社松田綜合研究所代表取締役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社取締役監査等委員 （社外取締役）
押野正徳	押野正徳公認会計士事務所所長 ミクロン精密株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 高島電機株式会社、株式会社ハッピージャパン、株式会社ハッピープロダクツ、ハッピー協和株式会社、男山酒造株式会社、山形酒類販売株式会社、松田綜合法律事務所所長である松田純一氏、株式会社松田綜合研究所、株式会社MAP、押野正徳公認会計士事務所所長である押野正徳氏は、当行との間に銀行取引関係があります。
2. 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
井上弓子	5年9カ月	取締役会11回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
原田啓太郎	9カ月	2020年6月25日の就任以来開催した取締役会9回全てに出席しました。	企業経営者としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
五味康昌	11年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会14回中13回出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
尾原儀助	6年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会14回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
松田純一	1年9カ月	取締役会11回全て、2020年6月25日の就任以来開催した監査等委員会10回全てに出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
押野正徳	9カ月	2020年6月25日の就任以来開催した取締役会9回全て、監査等委員会10回全てに出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。

③ 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- イ. 取締役井上弓子氏は、企業経営者としての豊富な経験、優れた見識を有していることに加え、山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部などの経験を有し、幅広い視点から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ロ. 取締役原田啓太郎氏は、グローバルなものづくり企業の経営者として専門知識ならびに高度な技術に精通するとともに、国際的な幅広い見識を有していることから、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ハ. 取締役五味康昌氏は、海外勤務経験も含め、金融・証券業務に精通するなど、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、客観的に経営に対して助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

二. 取締役尾原儀助氏は、企業経営者としての豊富な経験、優れた見識を有していることに加え、一般社団法人山形県法人会連合会会長などの経験を有し、幅広い視点から客観的に経営のチェックを行うことにより、当行の企業統治の向上に貢献いただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

ホ. 取締役松田純一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコーポレート・ガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を有していることから、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行なっていただくことを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

ヘ. 取締役押野正徳氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計に精通し、高い見識や専門知識、金融機関の監査等豊富な経験と社会的信用を有しており、銀行以外の独立した立場にて業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけることを期待しておりましたが、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

④ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	17	—

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 社外役員の意見

上記①～④に対する社外役員の意見はありません。

4 当行の株式に関する事項

- ① 株式数 発行可能株式総数 59,670千株
発行済株式の総数 34,000千株（うち自己株式1,320千株）
- ② 当年度末株主数 8,160名
- ③ 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,465 ^{千株}	4.48 %
明治安田生命保険相互会社	1,438	4.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,362	4.16
両羽協和株式会社	1,209	3.70
山形銀行従業員持株会	1,103	3.37
株式会社三菱UFJ銀行	816	2.49
日本生命保険相互会社	710	2.17
住友生命保険相互会社	708	2.16
東京海上日動火災保険株式会社	447	1.36
株式会社合同資源	403	1.23

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式1,320千株を保有しておりますが、上記記載から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式70千株を含んでおりません。また、持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	3名	13,350株
社外取締役(監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	1	1,500

- (注) 1. 職務執行の対価として交付された株式は、役員報酬BIP信託制度に係るものであります。

- 株式の数に0.7を乗じた数（当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする）の会社株式を対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を対象者に給付しております。
- 監査等委員である取締役への株式の交付は、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）在任時の職務執行の対価に係るものであります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 （当行の監査の職務を行った 指定有限責任社員の氏名） 業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫 業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙	58	当行監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、58百万円であります。
3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解

任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、監査品質および独立性等を総合的に検討し、再任もしくは不再任の決定を行います。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

- (1) 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践します。
 - ② 行動規準を当企業集団のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスが企業文化として定着するよう徹底します。
 - ③ コンプライアンス統括部がコンプライアンス関連事項を統括し、当行の各部室店および子会社に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
 - ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店・子会社および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する態勢を確立します。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法等を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。

- ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ① 取締役は、当企業集団の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向けた態勢を確立します。
 - ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ③ リスク統括部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。
 - ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
 - ② 取締役会は経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
 - ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を確立します。
- (5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役が子会社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、当企業集団の連携態勢を確立します。
 - ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、子会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的に子会社から業務執行状況や財務状況等の報告を受け、当企業集団の業務の適正を確保します。
 - ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、当企業集団の財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を確立します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
 - ① 監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を要請するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告します。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。
 - ② 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立してその職務を遂行します。
 - ③ 補助使用人は、その職務を遂行するために必要な調査、会議出席、情報収集等を行うことができます。
 - ④ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定します。
- (8) 当企業集団の取締役（監査等委員である取締役を除く）・その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当行は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実やその他重要事項について、当行の監査等委員会に報告する態勢を確立します。
 - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査等委員会に報告します。
 - ③ 監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して、報告を求めることができます。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行は、監査等委員会へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底します。
- (10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

(11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査等委員による重要な会議等への出席、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧することで、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役等と意見交換を行います。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見および情報交換を行うとともに、職務の執行に際して必要な場合には、弁護士等の外部専門家を活用します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保
取締役会を原則毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他の重要事項について、協議・決定するとともに、業務執行状況を監督しております。
さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、頭取および役付取締役で構成する常務会を原則毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について協議・決定するとともに、業務執行に関する主要な報告を求めています。
- (2) リスク管理体制
リスク管理の基本方針などの重要事項につきましては、取締役会が半期毎に見直しを行うほか、関連規程の改廃は、取締役会で協議・決定しております。
また、コンプライアンスを含めたリスク管理のモニタリングの徹底を図るため、リスク管理会議およびALM会議を常務会として定期的に開催しております。
加えて、経営統括本部内にリスク統括部を設置し、リスク管理の基本規程である「統合的リスク管理規程」に定める基本原則や責任体制に基づき、各種リスクの統合的管理に取り組んでおります。
さらに、監査部を内部監査部署とし、被監査部門に対しての独立性を確保したうえで、関連会社を含む全部室店を対象に業務運営・管理およびリスク管理の適切性・有効性を監査しております。
- (3) コンプライアンス態勢
半期毎に取締役会にてコンプライアンス・リスク管理方針を定め、運用状況をリスク管理会議で協議し、検証するほか、コンプライアンスに関する各種施策を取締役会にて決定しております。また、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてリスク管理会議で協議し、その内容を取締役会に報告しております。
- (4) 当行グループにおける業務の適正の確保
グループ会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、グループ会社

の業務執行について重要性に応じて、当行の取締役又は常務会等の決裁を受ける体制を整備しております。

また、グループ会社代表取締役による定例会議を原則として毎月開催し、業務報告および意見交換を行っております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査につきましては、各取締役に対する牽制機能を果たすほか、重要会議への出席、取締役・内部監査部門等から執行状況の聴取、営業店・関連会社の往査などを定期的に実施し、その結果を監査等委員会において報告を行い、全監査等委員の認識と課題、情報の共有を図っております。また、会計監査人との連携として、監査等委員会は会計監査人との協議を随時実施し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等の観点から、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざすべく、有効に活用してまいります。

第209期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金	394,585	預 金	2,581,043
現預金	28,869	当座預金	100,190
預入金	365,715	普通預金	1,557,769
預入金のうち	1,465	定期預金	25,551
預入金のうち	7,272	短期定期預金	1,132
預入金のうち	1,261	長期定期預金	775,076
預入金のうち	902,416	その他預金	7,073
預入金のうち	159,681	預金	114,249
預入金のうち	183,823	預金	84,934
預入金のうち	136,579	預金	1,992
預入金のうち	37,118	預金	8,318
預入金のうち	385,213	預金	253,265
預入金のうち	1,748,110	預金	253,265
預入金のうち	2,564	預金	36
預入金のうち	22,206	預金	29
預入金のうち	1,560,850	預金	7
預入金のうち	162,488	預金	10,072
預入金のうち	774	預金	644
預入金のうち	774	預金	732
預入金のうち	31,303	預金	1,405
預入金のうち	483	預金	617
預入金のうち	25	預金	0
預入金のうち	2,327	預金	4,165
預入金のうち	1,992	預金	13
預入金のうち	854	預金	180
預入金のうち	25,620	預金	2,311
預入金のうち	15,183	預金	22
預入金のうち	3,849	預金	96
預入金のうち	8,320	預金	122
預入金のうち	12	預金	290
預入金のうち	1,658	預金	3,006
預入金のうち	1,342	預金	1,156
預入金のうち	3,519	預金	16,764
預入金のうち	3,315	預金	2,961,124
預入金のうち	203	預金	12,008
預入金のうち	1,011	預金	4,932
預入金のうち	16,764	預金	4,932
預入金のうち	△9,013	預金	0
預入金のうち		預金	124,548
預入金のうち		預金	7,076
預入金のうち		預金	117,472
預入金のうち		預金	113,020
預入金のうち		預金	4,452
預入金のうち		預金	△3,142
預入金のうち		預金	138,346
預入金のうち		預金	15,052
預入金のうち		預金	△839
預入金のうち		預金	972
預入金のうち		預金	15,184
預入金のうち		預金	153,530
預入金のうち		預金	3,114,655
預入金のうち		預金	3,114,655

第209期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 金	34,581
資	運出証券	25,067
	債券	16,828
	の他	8,064
役	の取入	△4
そ	の他	△0
そ	の他	89
	の他	89
	の他	6,353
	の他	1,553
	の他	4,799
	の他	1,381
	の他	129
	の他	0
	の他	1,251
	の他	1,779
	の他	3
	の他	1,639
	の他	4
	の他	132
経	常 金	30,252
資	調 達	1,327
	の他	494
	の他	12
	の他	37
	の他	54
	の他	68
	の他	660
役	の取入	3,340
そ	の他	332
そ	の他	3,007
	の他	2,560
	の他	2,085
	の他	150
	の他	324
	の他	21,137
	の他	1,887
	の他	688
	の他	438
	の他	196
	の他	564
	の他	4,329
	の他	574
経特	の他	34
	の他	540
	の他	3,754
税法	の他	1,554
法	の他	△532
法	の他	1,022
当	の他	2,732

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社
会社名

山銀保証サービス株式会社
山銀リース株式会社
山銀システムサービス株式会社
やまぎんカードサービス株式会社
T R Y パートナース株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
木の実管財株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合
やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合
やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項 該当事項はありません。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。

(2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	394,592	預 渡 性 預 金	2,579,349
コールローン及び買入手形	1,465	コールマネー及び売渡手形	80,834
買入金銭債権	7,584	債券貸借取引受入担保金	1,992
金銭の信託	1,261	借 用 金	8,318
有 価 証 券	901,513	借 用 金	258,073
貸 出 金	1,739,782	外 国 為 替	36
外 国 為 替	774	そ の 他 負 債	15,378
そ の 他 資 産	53,153	役 員 賞 与 引 当 金	22
有 形 固 定 資 産	15,419	退 職 給 付 に 係 る 負 債	52
建 物	3,858	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10
土 地	8,320	株 式 報 酬 引 当 金	96
建 設 仮 勘 定	1,658	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	122
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,582	偶 発 損 失 引 当 金	290
無 形 固 定 資 産	3,540	ポ イ ン ト 引 当 金	53
ソ フ ト ウ ェ ア	3,324	利 息 返 還 損 失 引 当 金	56
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	215	繰 延 税 金 負 債	3,248
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,336	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,156
繰 延 税 金 資 産	389	支 払 承 諾	18,060
支 払 承 諾 見 返	18,060	負 債 の 部 合 計	2,967,155
貸 倒 引 当 金	△9,907	(純資産の部)	
資 産 の 部 合 計	3,128,968	資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	10,215
		利 益 剰 余 金	127,139
		自 己 株 式	△3,142
		株 主 資 本 合 計	146,220
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,068
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△839
		土 地 再 評 価 差 額 金	972
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	225
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,426
		非 支 配 株 主 持 分	165
		純 資 産 の 部 合 計	161,812
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,128,968

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		41,225
資	金 運 用 収 益	24,444	
	貸 出 金 利 息	16,826	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,434	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	△4	
	買 現 先 利 息	△0	
	預 け 金 利 息	89	
	そ の 他 の 受 入 利 息	99	
役	務 取 引 等 収 益	7,422	
そ	の 他 業 務 収 益	7,526	
そ	の 他 業 務 常 収 益	1,831	
	償 却 債 権 取 立 益	17	
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,814	
経	常 費 用		36,386
資	金 調 達 費 用	1,350	
	預 金 利 息	494	
	譲 渡 性 預 金 利 息	12	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	37	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	54	
	借 用 金 利 息	90	
	そ の 他 の 支 払 利 息	661	
役	務 取 引 等 費 用	2,582	
そ	の 他 業 務 費 用	8,012	
営	業 経 費 用	22,437	
そ	の 他 経 常 費 用	2,004	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	765	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,238	
経	常 利 益		4,838
特	別 損 失		574
	固 定 資 産 処 分 損 失	34	
減	損	540	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,264
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,936	
法	人 税 等 調 整 額	△528	
法	人 税 等 合 計		1,407
当	期 純 利 益		2,857
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,852

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社山形銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 崎 謙 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山形銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社山形銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 崎 謙 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山形銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第209期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社山形銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	垂 石 卓 朗	Ⓔ
監査等委員	五 味 康 昌	Ⓔ
監査等委員	尾 原 儀 助	Ⓔ
監査等委員	松 田 純 一	Ⓔ
監査等委員	押 野 正 徳	Ⓔ

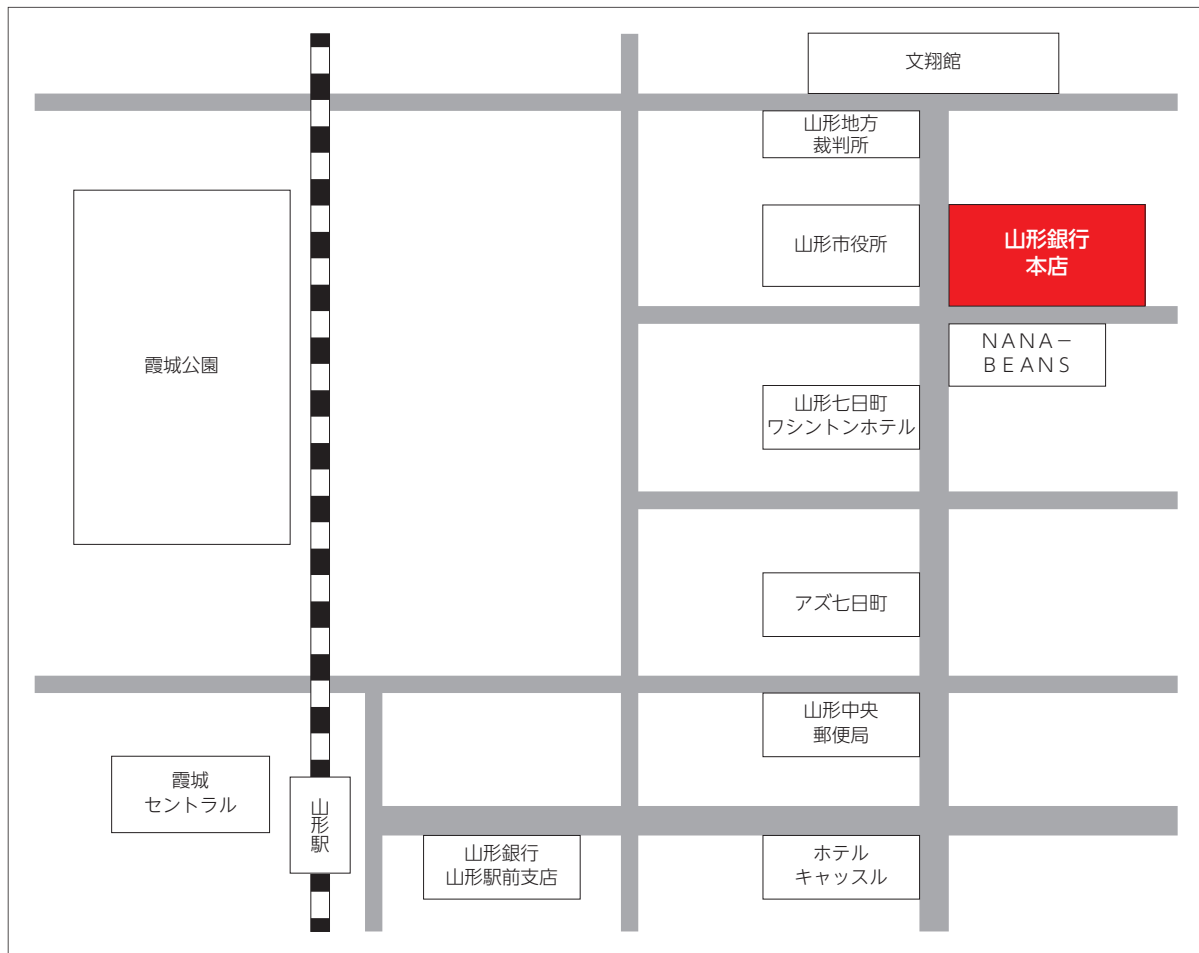
(注) 監査等委員五味康昌、尾原儀助、松田純一及び押野正徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

場所：山形市七日町三丁目1番2号 山形銀行本店7階会議室



- 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 交通のご案内：JR山形駅より徒歩20分（タクシー10分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。